

○医薬品のあつせん行為について

(昭和三十一年十一月一日)

(薬発第四〇七号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

最近、医薬品販売業者以外の者であつて、相当広範囲の者を対象として医療品の売買のあつせんを行つている者があるやに聞き及んでいるが、かかる行為は、薬事法第四四條第八号の規定に違反することが多く、又同法第三四條第一項乃至第三項違反の事例を伴い、あるいは不良又は不正表示医薬品を取り扱うおそれが予想される等、薬事規制上望ましいことではないと考えられるのみならず、更に又薬事法の趣旨及び医薬品の特殊性より見て、医薬品の流通は、末端消費者に至るまで薬事法による登録を受けた販売業者によつて適正に行われるべきであるので、医薬品の売買あつせん行為については関係団体とも連絡の上その指導及び監督に十分留意せられたい。

なお、伝染病予防法、寄生虫病予防法等別個の法令に基いて市町村等が殺虫剤、殺そ剤、駆虫剤等を配布する場合においては、その特殊事情を勘案しつつ、右の趣旨に準じて遺漏のないよう指導の万全を期せられたい。この点については、公衆衛生局とも連絡済である。これに関連して、販売業とは、不特定多数人に対して反覆継続の意志をもつて医薬品の販売を行うことをいうことはいふまでもないが、その行為自体は一回限りとみられるものであつても、相当多数の対象に対して販売行為が行われる場合には、個々の販売行為が反覆継続するものとして販売業に該当するものと解せられまた授与の名目であつても、實質上対価を得ているものとして販売に該当する場合もあると考えられるので、念のため申し添える。

おつて、個々の事例について医薬品販売業に該当するか否か疑義を生じた場合にはその都度当方に連絡照会せられたい。